

小山市道路等維持管理包括業務委託(南部)説明書

第1 業務概要

1 業務内容

(1) 業務名

小山市道路等維持管理包括業務委託(南部)

(2) 履行場所

市道4号線外 小山市内

(3) 業務内容

本業務は、小山市内(南部)における次に掲げる道路等の維持管理業務を委託するものである。

- ・道路維持管理業務
- ・調整池等維持管理業務
- ・道路路面清掃業務

2 履行期間

契約締結の翌日から令和8(2026)年3月23日(月)までとする。

3 発注形式

単体とする。

4 参加資格の条件

(1) 次の要件をすべて満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく小山市の入札参加制限を受けていない者であること。
- イ 小山市の建設工事入札参加資格のうち舗装工事の認定を受けている者であること。
- ウ 本業務の契約締結日において、小山市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- エ 小山市内に建設業法に基づく主たる営業所(本社又は本店)を有すること。

(2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ア 令和2年度から令和6年度までの5年間のうち小山市内で国、特殊法人等、栃木県、栃木県出資公社又は小山市発注の道路維持管理業務(舗装修繕の一契約が2,000m²以上)を履行した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「事業協同組合」という。)が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
- イ 本業務の配置予定者として、主任技術者(建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。以下同じ。)を専任で1名配置できる者であること。

第2 本業務の担当部署

小山市役所建設水道部道路課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1

電話 0285-22-9228

FAX 0285-22-9270

e-mail d-doboku@city.oyama.tochigi.jp

第3 説明書の内容についての質問の受付及び回答方法

- 1 質問は、文書（様式1）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - （1） 質問の受付担当部署：
〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 小山市役所建設水道部道路課
電話 0285-22-9228 FAX 0285-22-9270 e-mail d-doboku@city.oyama.tochigi.jp
 - （2） 質問の受付期間：令和7年2月3日（月）から
令和7年2月14日（金）まで
受付は、小山市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後4時までとする。
（ただし正午から午後1時までを除く。）
 - ・電子メールの場合、ファイル総量を1MB以内とすること。
 - ・プリントアウト時にA4版になるように設定しておくこと。
- 2 質問に対する回答は、質問を受理した日から3日（ただし休日等を含まない。）以内に質問者に対してFAX又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
 - （1） 閲覧場所：第3の1の担当部署のとおりとする。
 - （2） 閲覧期間：回答の翌日から業務提案書の提出期限の前日までの休日等を除く午前9時から午後4時までとする。（ただし正午から午後1時までを除く。）

第4 参加表明書等の作成及び記載上の留意事項

- 1 参加表明書等の作成方法
様式2および様式3-1～4に基づき作成する。
- 2 参加表明書の失格
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがある。

第5 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

- 1 提出方法：1部を持参すること
提出は、休日等を除く午前9時から午後4時までとする。
（ただし正午から午後1時までを除く。）
- 2 提出先：第3の1の担当部署のとおり。
- 3 提出期限：令和7年2月14日（金）午後4時までとする。

第6 業務提案書の提出者を選定するための評価基準

第1に示す入札参加資格要件の全てを満たすものであること。

第7 非選定理由に関する事項

- 1 業務提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、非選定理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（ただし休日等を含まない。）以内に書面により行う。
- 4 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - （1）受付場所：第3の1の担当部署のとおりとする。
 - （2）受付時間：休日等を除く午前9時から午後4時までとする。
（ただし正午から午後1時までを除く。）

第8 業務提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1 業務提案書の提出者として選定された者は、業務提案書を提出することができる。
- 2 業務提案書作成上の基本事項
プロポーザルは業務における具体的な取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に業務提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載した事項以外の内容を含む業務提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- 3 業務提案書の作成方法
様式4-1～3に基づき作成する。
- 4 業務量の目安
 - （1）本業務の参考業務規模は、50百万円程度（税込み）とする。
 - （2）本業務に係る参考見積を提出すること（様式任意）。また、参考見積には積算根拠を示した内訳書を添付すること。
- 5 業務提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

第9 業務提案書の提出方法、提出先、提出期限

- 1 提出方法：7部を持参すること。
提出は休日等を除く午前9時から午後4時までとする。
（ただし正午から午後1時までを除く。）
- 2 提出先：第3の1の担当部署のとおりとする。
- 3 提出期限：令和7年3月3日（月）午後4時までとする。

第10 ヒアリング

複数の業務提案書が提出された場合、提出者に対しヒアリングを実施する。出席者については、参加表明書に記載した配置予定者は必ず出席するものとする。

ヒアリングの日時、場所及びその他留意事項等については、別途通知する。また、場合によってはメール等でのヒアリング実施となる。

第 1 1 業務提案書を特定するための評価基準

1 業務提案書の評価項目、配点は以下のとおりである。

評 価 基 準				配 点	
		評価区分	評価点		
主任技術者の業務経歴	過去 5 年間の道路維持管理業務委託の実績	・経験あり	2 0	2 0	満点 100
		・経験なし	0		
事業者の業務経歴	過去 5 年間の道路維持管理業務委託の受注実績	・小山市内における道路維持管理業務の受注実績が合わせて2件以上	2 0	上限 2 0	
		・栃木県内における道路維持管理業務の受注実績が合わせて2件以上	1 0		
		・上記以外	0		
業務の実施方針及び手法 (特定テーマに対する提案)	「テーマⅠ」 本業務における初動体制(緊急時や異常気象時等)の確立に関する提案	・初動体制確立の必要性に関する理解度	1 0	3 0	
		・指揮・連絡系統の的確性	1 0		
		・初動体制確立の実現性及び妥当性	1 0		
	「テーマⅡ」 本業務における定量的な資機材の確保体制及び仮置ヤードについて	・地域特性に関する内容の的確性及び妥当性	1 0	3 0	
		・作業内容に関する内容の的確性及び妥当性	1 0		
		・業務における創意工夫についての的確性、実現性及び妥当性	1 0		

2 業務提案書の提出者として選定した者には、選定通知書により通知する。

3 事業者の実績について、事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。

4 業務提案書を特定した者には、特定通知書により通知する。

第 1 2 非特定理由に関する事項

1 提出された業務提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。

2 上記 1 の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日等を含まない。）以内に、非特定理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

3 上記 2 の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（ただし休日等を含まない。）以内に書面により行う。

4 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

（1）受付場所：第 3 の 1 の担当部署のとおり。

（2）受付時間：休日等を除く午前 9 時から午後 4 時まで
(ただし正午から午後 1 時までを除く。)

第13 契約書作成の要否

別添契約書（案）により契約書の作成を要する。

第14 支払条件

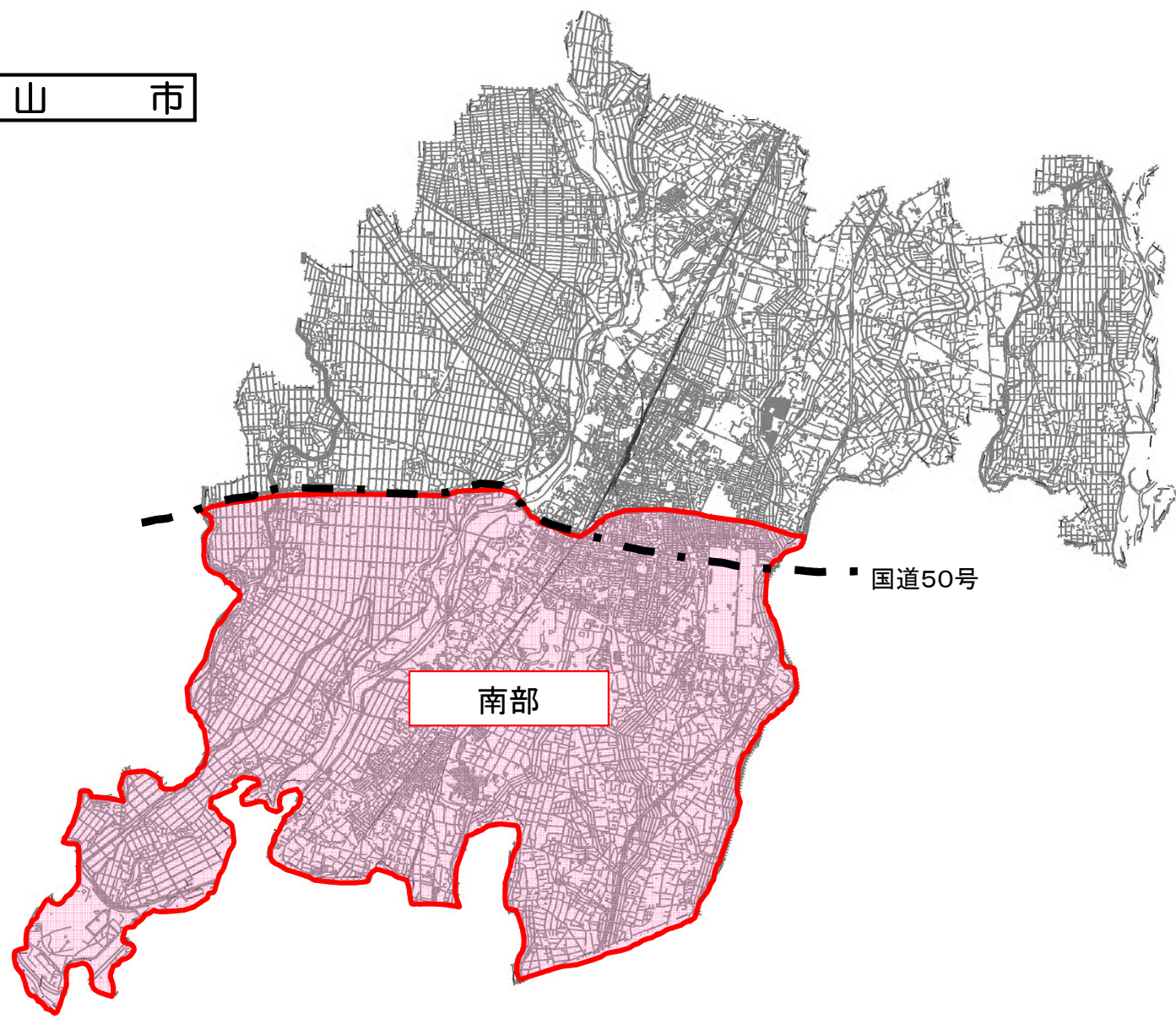
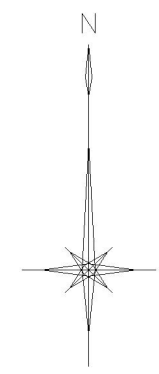
小山市業務委託契約書による。

第15 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び業務提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかったものは、業務提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び業務提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書は返却しないものとする。また、特定された業務提案書は返却をしないが、特定されなかった場合に、業務提案書の返却を希望する場合はその旨を申し出ること。また、提出された業務提案書は、業務提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4 参加表明書及び業務提案書の提出後において、原則として参加表明書及び業務提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 5 参加表明書及び業務提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び業務提案書を無効とするとともに、当該者に対し本市発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 6 業務提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

位置図

小 山 市



南部

国道50号